

別添

施設基準に係る届出書

連絡 先 担当者氏名:		届出番号	
電話番号:			

(届出事項)

[医療観察24 時間対応体制加算(基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域)] の施設基準に係る届出

☐ 当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。(訪問看護事業型指定通院医療機関においては、当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第94条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。)

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

年 月 日

指定医療機関の所在地及び名称

開設者名

東海北陸厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 [] には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

様式13

医療観察24時間対応体制加算（基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが
医療資源の少ない地域又は地域の相互支援ネットワークに参画している場合）に係る届出書（届出）

連絡

担当者氏名：

電話番号：

受理番号

（医訪看対23）

号

受付年月日

年

月

日

決定年月日

年

月

日

（届出事項） 医療観察24時間対応体制加算（基準告示第3に規定する地域又は医療を提供しているが医療資源の少ない地域又は地域の相互支援ネットワークに参画している場合）

上記のとおり届け出ます。

年

月

日

医療観察訪問看護事業者の所在地及び名称

①

代表者の氏名

②

代表者の氏名

東海北陸厚生局長 殿

	①	②
ステーションコード		
訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地及び名称		
	（ ）基準告示第3（ ）医療資源の少ない地域	（ ）基準告示第3（ ）医療資源の少ない地域
	（ ）地域の相互支援ネットワークに参画	（ ）地域の相互支援ネットワークに参画
管理者の氏名		
保健師又は看護師以外の職員による連絡相談体制	（ ）	（ ）

※保健師又は看護師以外の職員が連絡相談をする場合は（ ）に○を付すること。

医療観察24時間対応体制加算に係る届出内容

○連絡相談を担当する職員（ ）人（①・②訪問看護事業型指定通院医療機関の合計）														
訪問看護事業型指定通院医療機関	①							②						
連絡相談を担当する職員														
保健師	人	常勤	人	非常勤	人									
看護師	人	常勤	人	非常勤	人									
○連絡方法														
○連絡先電話番号														
1	（ ）	1	（ ）											
2	（ ）	2	（ ）											
3	（ ）	3	（ ）											

※連絡相談担当は保健師又は看護師の別に記載すること。

※連絡先電話番号については、直接連絡のとれる連絡先を複数記載すること。

○保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を担当する場合

●医療観察24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制

☐	ア 看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルの整備
☐	イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制の整備
☐	ウ 連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況の明確化

※ アに係るマニュアルを添付すること。

※ イ及びウに係る勤務体制及び勤務状況を明らかにした書類等については、照会に対し速やかに回答できるように訪問看護事業型指定通院医療機関に保管すること。

●連絡相談を担当する職員（ ）人※保健師、看護師以外

職種	人数
（ ）	人 常勤 人 非常勤 人
（ ）	人 常勤 人 非常勤 人
（ ）	人 常勤 人 非常勤 人

○保健師又は看護師以外の職員が連絡相談を担当する場合の届出内容②

●医療観察24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制

☐	ア 看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルの整備
☐	イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制の整備
☐	ウ 連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況の明確化

※ アに係るマニュアルを添付すること。

※ イ及びウに係る勤務体制及び勤務状況を明らかにした書類等については、照会に対し速やかに回答できるように訪問看護事業型指定通院医療機関に保管すること。

●連絡相談を担当する職員（）人※保健師、看護師以外

職種		人数					
()		人	常勤		人	非常勤	人
()		人	常勤		人	非常勤	人
()		人	常勤		人	非常勤	人